

以上、大変簡単でございますが、要点のみ申し上げます。後は担当者から細かく申し上げます。

○助役兼総務部長(篠崎俊夫君) 総務部所管の廃道敷と表彰関係について、私からお答え申し上げます。

廃道敷でございますが、現在廃道敷で普通財産になっております筆数と面積は、四十筆の三千二百二十七平方メートルでございます。それでこれをどうするかということでございますが、払い下げた方がいいたうと、この十月に福生市廃道敷処分要項というものをつくりました。それです払い下げ価格とそれから払い下げ者のためにするかという問題があるわけでございしますが、廃道敷を過去に道路として御寄付いただいた方に対しては、やはりただでいただいたものであるから、無償でお返ししなければいけないと、しかし二十年以上たっているものは、これは時効で、もういっわけにはいかないと。それから道路その他の公共用地提供者のうちの、道路用地については、一平方メートル当たり二万三千円で買上げて、るんだから、二万三千円、来年は二万六千円になるのは二万六千円と、そのときの道路の買収価格と同じ値段で払い下げなければまずいだろうと、それからその面積を超える場合には、これは不動産鑑定士の見た時価で払い下げようと。それ

から、隣接する土地の所有者に払い下げる場合には、不動産鑑定士が評価した時価で払い下げようと、そのほかのものだったと、これは入札でやるよりしよいかないと、そういうようなことを決めまして、現在四十筆のうちすでに三筆につきましては、払い下げ申請が出ております。

それで、申請が出てから不動産鑑定士に依頼して、その土地の評価をしてもらうとか、いうな手続で二カ月くらいかかるようでございますので、御指摘をいただきました点、十分に尊重いたしました。また申請の出ていない三十七筆については、おなたはどうしますかといううな照会状を出した方がいいたうと思つて、近く実施するつもりでございます。以上が廃道敷の問題でございます。

それから、表彰の問題でございますが、最初に市制施行十周年記念の表彰でございますが、ただいま市長から御答弁申し上げますとおりでございます。市制施行記念日のときにも、いろいろな方を三百名ほど表彰条例によらない表彰をいたしておるわけでございます。

したがいまして、来年十周年のときも、表彰条例に基づく表彰のほか、市制施行日のときと同じように、やはりやった方がいんではないかと、こう考えておりますが、市制施行のときにも、そのときの表彰審査委員会にいろいろ相談に東つたいて、具体的なおことを

決めていこうと、こう考えておるわけでございます。

それから、二番目の技能功労者の表彰でございますが、ただいま市長から御答弁申し上げましたことを補足いたしますと、技能功労者の表彰ということで、技能功労者を特に表彰しております市は、四市ほどございます。それで福生では、表彰条例では特に技能功労者を優遇する措置はとっていないのでございますが、商工会で優良従業員、表彰をやっているというふうなところがあるわけでございます。でございますので、市長も御答弁申し上げましたように、まず商工会と相談をいたすということが第一だと思います。

それでもう一つ、表彰条例を改正する、という点も、いまの表彰条例で技能功労者を表彰することは、これは無理でございます。でございますから、技能功労者についての何らかの話し合いが、商工会とできればいいんでございますが、表彰条例の改正となりますと、これはいろいろ疑問が出てまいります。たとえば農業関係の篤農家をどうするんだとか、それから画家、陶芸家のような芸術家はどうするんだとか、そういったことが出てまいりますので、できれば商工会の方とよく相談いたしまして、御質問の趣旨に沿うような方法ができればいいかと考えておるのでございます。

以上でございます。

○教育長(町田倍二君)

社会体育施設のうち、第二点のテニス及びバドミントンのコートにつき

まして、私からお答え申し上げます。

まずテニスコートの関係につきましては、御案内のように現在南公園内に三面、それから加美平公園内に、これは全天候の施設でございます。四面の計七面のコートがございますが、御指摘にありましたように、最近テニスの人口が非常に増加しておりまして、愛好家の方々には御不便をかけていると思ひますが、御参考までにニヤ六市の設置状況を調べますと、これも御指摘にありましたように、人口比率から見ますれば、当市は上位にランク付けされている次第でございます。いずれにいたしましても、この限られた施設を円滑に使用できるように、関係者と十分協議していただきまして、できるだけスムーズに使用できるように、検討をしてみたいと存じます。

それから、南公園内のテニスコートに全天候の施設ができるかということでございますが、御案内のように、あそこは非常に風が強くて、全天候にいたしましてもかなり砂が積もってしまうというふうな難点もございますし、また河川敷の関係もありますので、この関係につきましては、今後検討をしてみたいと思ひます。

次に、小学校の体育館にバドミントンのコートのラインを引けいかということでございます。

ますが、この関係につきましましては、実施いたしますれば、一面が約三万五千円くらいかかるようでございます。またこのことにつきましましては、学校側と十分相談いたしまして、学校教育上支障がなく了解が得られましたならば、十分検討いたしまして前向きに努力をしてみたいと存じます。

以上でございます。

○福祉部長(森田猛君) それでは私の方から国民年金の関係につきましてお答え申し上げます。

国民年金の新しく受給権者になった方でございますが、一応、私の方では満六十歳になった方に対しまして、個々の文書——市長名をもちまして、文書で通知を行っておりますわけでございます。それと同時に電話でもお知らせしております。と申しますのは、六十歳になりますと、一応国民年金の資格喪失ということになるわけでございまして、もう掛金は納める必要はありませんというよう内容、それから六十歳からでも減額年金がいただけますと、それらの減額年金の率、これらを折り込みまして、受給権者に直接連絡を行っております。

それから満六十五歳に到達したときに、やはりこの時点でも市長名の文書並みに

電話で、個々に御連絡をしておりますわけでございます。そういうようなことでやっておりますわけでございまして、現在までに請求漏れはないわけでございます。確かに国民年金につきましましては、請求をしないと五年で時効になって、その前の分は支給されないというふうなことになるっておりますわけでございます。

なお、広報、これにつきましても年に五、六回載せまして、そのようなことの注意を促しておりますでございます。

なお、これらにつきましましては請求漏れがありますと、損失になりますのでわれわれといたしましても十分注意いたしまして、今後PRに努めていきたいと、こういうふうに考えております。

○九番(小野沢久君) 自席から再質問をさせていただきます。

最初の総合グラウンドの件ですが、観覧席のあるグラウンドあるいは一ヶ所に集めるといふことは、土地の関係でむずかしいということですが、そのようですと、基本構想で言っております総合グラウンドというのは、その面から感じますと四百メートルなら四百メートルのトラックがあって、多少は観覧席があってその中で陸上競技を初め、サッカーやラグビーもできるというような程度を想像していたわけですが、そういうりっぱなものではないということですか。

それと後はテニスコート、バドミントンのコートなんですが、テニスコートにつきましては、現在七面あって、三多摩二十六市の中でも非常に優秀だということなんですが、せっかく一生懸命初任者の講習会等開いて、より広くスポーツを愛好する人をふやしていくわけですので、せっかく技術を覚えても、それを練習する場所がなかなか取れないとすると、せっかくやったことがむだになりますので、何とかそのテニスコートも有効的に使うために、ちょっと時期尚早かもしれませんが、武蔵野台にあります三面のコートに、ナイターを取り付けるようなことが検討できるかどうか。またバドミントンコートにつきましても、市長は以前から言っておりますが、学校の開放という点からいって、積極的に取り組んでいただいて、何とか一面が三万五千円ですか、そうしますと各体育館、小学校の場合二面から四面取ればいい方だと思っておりますが、そうまでは要求いたしませんので、なるべく多くの体育館に設置ができるように、学校の方とやっていただきたいと思います。

廃道敷の件ですが、面積において四十筆、三十二百二平方メートルですが、十月に処分要項もできたということですので、これからその処分要項にそって償還していけばいいと思うんですが、現在の管理はどうなっているのかお答え願いたいと思います。恐らく帳簿上の管理だけで、何もしてないと思っておりますが、またその四十筆ある中で、建物ある、

は物置等市と関係なく利用されているところがあると思いますが、どの程度あるのかお答え願いたいと思います。

国民年金の件ですが、六十歳あるいは六十五歳で文書と電話で連絡をしているというところで、事故等はないと思いますが、とにかく国民年金に加入させるときには、大変熱心に入入を勧めているわけですので、万が一にも事故がないように、誠意を持って進めてもらいたいと思います。

○市長(石川常太郎君) 一点につきまして御説明申し上げます。

御承知のように福生市は広い土地もございせんし、財源も不自由でございしますので、まことに残念ではございますが、福東地区の国有地も、徐々に借りを返しているところがございます。したがいまして、りっぱな施設をつくるということは、なかなか困難でございますので、法の許す限りの施設はいたしますが、理想的な観覧席等はなかなかあるまいと考えております。まことに申しわけない次第でございしますが、福生の実力からいって、まじめにやむを得ない処置であろうと思っております。できるだけ早くつくりたいということで、交渉をしておりますのでございします。一部はすでに貸借済みでございします。

○助役兼総務部長(篠崎俊夫君) 廃道敷についてお答え申し上げますが、その四十筆の中

で一番大きい筆は、三百五十六平方メートルでございます。一番小さい筆は三・五平方メートルでございますから、一坪しかございません。

管理等申し上げますれば、必ず除草は年一回やっておりますが、その程度でございます。

それから、建物とか物置が建っているのかどうかという御質問でございますが、三分の一程度は建物、物置が建っております。

○教育長(町田倍二君) 武蔵野台テニスコートにナイターを設置できないかということでございますが、御承知のとおり、ナイター設置するにつきましては、結構だと思ひますが、無人となりますので、管理上の問題もありますし、また周辺が明るくなったり、それから公害とか騒音が考えられますので、それらを考慮にしまして、検討してまいりたいと思ひます。

バドミントンコートのラインについては、先ほど御答弁申し上げたとおりです。

○九番(小野沢久君) そうしますと、統合グラウンドということは、統合グラウンドという観点に立つよりも、まあ、陸上競技場という解釈の方が正しいのではないかと、よりよい気がします。それと、とにかく現状においては、陸上競技をある程度大きくやる

ような場所がございませんので、国有地等を借りるということでございますので、大変むずかしいと思ひますが、積極的に進めるように、取り組んでいきたいと思ひます。

後、廃道敷の件ですが、現状ではまちと関係なく使われ、それが全体の三分の一と、大変な量になると思うんですが、公平の原則に立ちまして、主として現実に利用できそうもないところは、払い下げ申請が出てくるのを待つて、いるのではなく、先ほど助役が言われまして、こうしましたという事で積極的にその件には取り組んでいきたい。それを市民が納得できる方法で売却した場合においては、それが一番いい方法だと思います。そして、多少なりとも売却すれば、財政の面でも、また売却した後は、固定資産税等も充てられるわけでございますので、積極的に進んで払い下げをできるところは、するように取り組んでいきたいと思ひます。

以上要望して、一般質問を終わります。

○議長(小林菊三君) 次に十番 遠藤洋一君。

(十番 遠藤洋一君 登壇)

○十番(遠藤洋一君) 会議規則第八十六条にしたがひまして、一般質問をいたします。私の一般質問は二点です。

第一番目の点は、明年度福生市立小学校へ新入予定となっている児童への、就学のための健康診断についてです。

第二番目は、国道一六号線拡幅工事についての事です。

先月十一月二十六日、商工会館におきまして、一小学区の新入予定児童を対象に始まりました、就学時健康診断、いわゆる就健は、二十八日は三小、これは市民会館で行いました。二十九日は二小、やはり市民会館。三十日は四小、これは商工会館。今月に入りまして、十二月三日、五小、健康センター。五日、六小、商工会館。そして本日も一時から健康センターにおきまして、七小に入学予定の児童の、就学健診が、教育委員会によりて行われていきます。この健診は、教育委員会によりて職員並びに医師、あるいは校長、教頭等が行っております。

いままでのことにつきまして、議員の皆様の中にも、ことによりますと来年の四月に胸をふくらませまして、小学校入学を予定なさっているお子さんや、あるいはお孫さん、もしやする方もいらっしゃるのではないかと思っております。

いま私が説明をしました就健のことで、ずいぶん、いままでのことと違っていることがあります。それは、第一番目には、学校で行ってはいない、ということなんです。市の施設で行っていると

いうことです。第二番目には、教員が参加をして、はい、ということなんです。それから第三番目には、それまでは一月に行われていたものが、去年より十一月から行われている、ということなんです。

このことにつきましての私の質問を続けていきたいと思っております。

今年、このような形で就健を行いましたことにつきまして、幾つかの意味があるのではないかと、ふうふうにも考えているわけです。いままで十一月ではなく、一月に行われた健診におきましても、今回の健診におきましても、体重、あるいは歯科、内科の健診というものが行われています。四月に入る子供についての健診を、五月も前の、いまから行う。データのにも余り役に立つとは思えません。さらに教育的な見地から言いますと、四月に入るべき小学校に子供が行くことによって、当然入学すべき児童につきまして、これから入るべき学校をしっかりと見る。保護者あるいは父母におきまして、これから子供を通わせるべき学校を知るといふこと。あるいは教員、あるいは学校の立場から言いますと、四月に入ってくる新入生を、直接はだを触れることによって、これからいかなる指導をしていくか、ということも考えるという意味で、大変に重要な機会になっているわけです。

しかしながら、今回先ほど三点指摘しましたとおり、学校ではなく、あるいは教員が直接ではなく、あるいは時間を変える、ということとは、一体どういうことであるか、ということも同

今回、五十四年度養護学校の義務化ということが行われまして、未就学児童に
よる障害を持つことによって学校に行けなくなった児童を、養護学校に行かせる、う
ことを、この間義務化されていきます。それに基きまして、学校保健法に基いて、子供
たちを就学健診によって、あなたはたとえば養護学校へ、あなたはたとえば知覚障
害学校へというふうに選別をすることが、ここで行われて、るのではないかと私は思っ
ております。できる限り福生の子供は福生の学校へできれば普通学校へと主張して
いる学校の教職員の組合と、つまり、西放組福生地区協との団体交渉、就健につ
いての団体交渉を一方的に教育委員会が打ち切ることに、よって、それを進めるとい
うことは、一体どういった意味があるかというふうに考えております。

私は、今回の就健につきまして、三点、四点、質問をしていきたいと思
います。

第一点は、今回前例のない形で行われております、就学時健診の内容、測定
あるいは知能テスト等々の実施について、具体的に答えていたかと思
っております。

第二番目には、今回の時期の設定と、あるいは会場を、このような形
で学校ではなくて、市の施設にした理由を伺いたいと思
います。

私は、今回の就健につきまして、三点、四点質問をしていきたいと思います。

第一点は、今回前例のない形で行われております。就学时健診の内容、測定する、知能テスト等々の実施について、具体的に答えていたかと思います。

第二番目には、今回の時期の設定と、あるいは会場を、このような形で学校ではなくて、その施設にした理由を伺いたいと因んでいます。

第三番目には教員の組合、西教組福生地区協との団交を一方的に打ち切り、協力をしなかつたといふことの理由を答えていたたきたいと思ひます。

それから四番目には、来年からの具體的な、就建の予定、内容、時期あるは、学校との協力関係はどのようにするつもりか、ということについても伺っていきなれと思つています。あるいは、さらにはほかの市町村、多摩あるいはほかの区部では、一体この就建についてどのような形になっているか。教育委員会が、今回のようにやる形になっているのかどうかということも次いで伺つていきたいと思つています。

さて、二番目の点ですけれども、二番目の質問は、横田基地の周辺に沿って走っており、また、国道一六号線の拡幅工事についてです。

週日都市計画審議会、あるいは全員協議会等での報告によりますと、現在の国道一六号線を約二倍の幅に広げ、しかもそれは横田基地の一部を削って工事が行われると聞いております。

そもそも国道一六号線は、千葉県の木更津市と、神奈川県横須加市、東京の首都圏の外側を囲む形で走っており、東京環状道路とも呼ばれております。また、その周辺には米軍基地、あるいは軍需関係工場、自衛隊施設等がたかきみり、軍用

道路というような色彩も大変に濃い道です。

今日、福生市内の国道一六号線は、連日大混雑をやめておりまして、渋滞は大変に激しく、いわば八王子、川越間の最悪の場所となっております。地元商店街への迷惑、あるいは近くの住宅街への自動車公害など、大変に多くなっています。この一六号線が、基地の側を削って拡張になることは、一見、大変に喜ばしいことでもあります。また横田基地の存在を余り快く思っていない市民の間ですら、歓迎されていることだと思います。

しかし、現実には手離しで喜んでよいものかという疑問が残っています。私は、今回以上のごとき質問をしまして、横田基地を削り一六号線を拡張する問題について、福生市民に鮮明にしていただきたいと思います。

一番目としましては、基地の面積は一体どのくらい減少するのか、ということです。二番目の質問は、その代替地などはどうなっているか、ということです。第三番目には、基地交付金への影響はどのようなことになるか、ということです。

二番目の代替地の問題につきましては、すでに防衛庁等より西住宅地区の西側に代替地が出てゐるといううわさもあります。基地を削って道路をつくると、う美名のもとで、ある

日突然、代替地があらわれてくるようなことではたまりません。このことについては、はっきりさせていただきたいと思います。

けさも午前五時以前より、横田基地でエンジンテストが開始されておりまして、中東情勢の急変に伴って、離着陸のジェット機の数も、あるいは回数も大変にふえています。また、先日、韓国の大統領が暗殺された折には、基地の中では仮眠を急ぐ状態という形に入ったりも聞いております。福生に住む者として、市民生活と背中合わせに存する横田基地のことも、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

これをもちまして、私の第一回目の質問とさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 十時五十五分まで休憩いたします。

午前十時四十五分 休憩

午前十時五十五分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

私は国道一六号関係につきまして申し上げます。

国道一六号につきましては十数年の運動をしまして、ようやく本年度から着工の運びになったわけでございます。その間、議会の先生方にも大変な御援助をいただきました。ようようにして着工の運びになったわけでございます。長い間の御努力に對しまして、お礼を申し上げる次第でございます。

第一点の面積の減少でございますが、約三万六千平方メートルと聞き及んでおります。代替地につきましては、私も何ら報告を受けておりませんが、瑞穂町分ということをお願いしております。福生市にお訪がございませんで、安心をしております。でございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、答弁とさせて、いただきます。

○教育長(町田倍二君) 就学時の健診のことにつきましてお答え申し上げます。

第一点の就学時健診の実態についてでございますが、すでに御案内のことと存じますが、もとは御指摘にありましたように、長年の懸念案でございました。山ゆき養護学校の義務制が五十四年の四月から実施されておりました。従来、教育を受ける機会に恵まれないばかりに、心身に障害のあるお子さんに対しても、各郡道府県に養護学校の

設置義務が課せられて、その障害に合った適切な教育の場というものができるところになったわけでございます。

また、こゝおすでに御承知と存じますが、東京都の場合におきましては、国の実施に先がけまして昭和四十九年度から心身障害児の養護学校等への全員就学制度が実施されておりました。五十四年度の義務制に向けまして施設とか設備の充実が図られて、現在ではほとんどの子供さんが、それらの学校に就学されているというのが、東京都の現況でございます。

それから次に、国における養護学校の義務制が実施されたことに伴いまして、これに関連いたしまして、各関係法令の一部がそれと改正されたのでございますが、すなわちまず学校教育法の施行令と同施行規則の改正。それから学校保健法の施行令と同施行規則の改正がそれと行われまして、若干の経過規定がございましたが、今年の四月から施行をされた次第でございます。

御参考までに、今般改正されました関係法令の概要について申し上げますと、まず新入学児童の学齢簿でございますが、この学齢簿につきましては、従来は十二月中に編成すればよかったのですが、今回の法令改正では、これが二カ月繰り上げられまして、十月

の三十一日まで編成しなければならぬことになっております。

それからまた、市町村の教育委員会は、目の見え方とか、口のきけ方とか、あるいは精神薄弱児であるとか、肢体不自由な方等につきましては、学齢簿を編成した後、就学時の健康診断を経て、十二月の三十一日までに都道府県の教育委員会に通知をしなければならぬことになっているわけでございます。また、この通知を受けた都道府県の教育委員会は、保護者に対して、翌学年の初めから二カ月前、すなわち一月三十一日まで、七百学校とか、ろくろ学校、あるいは養護学校への入学期日を通知をしなければならぬことになっているわけでございます。

それから次に、就学時の健康診断の規定でございますが、これは従来は翌学年の初めから二カ月前、すなわち御指摘にありましたように一月三十一日までに実施すればよかったのでございますが、今回の改正では、翌学年の初めから四カ月前、すなわち十一月三十日までに実施するということに改正された次第でございます。

以上申し上げましたように、そういった事務手続、関係法令がどのように改正になったことにつきまして、まず御理解をいただきたいと思います。

それから次に、新入学児童の就学時健康診断でございますが、これはただいま申し上げ

ましたように、十一月三十日までに実施するということに改正されておりますが、この就学時健診の事務は、本来は教育委員会が行うべき業務でございますが、従来は校長会はもちろんでございますが、御指摘がありましたように、教職員組合である地区協の先生方とも話し合ひをした上で、学校に協力をお願いいたしまして実施してきた経過がございます。しかし、いまして、今回におきまして、去る十月十三日に第一回目の話し合ひ交渉を行ったのでございますが、席上六項目にわたる事項が組合側から提案、要求があったのでございますが、そのうち四項目につきましては、若干の意見の相違がございましたが、基本的には合意が見られた次第でございます。

しかし、残る二項目につきましては、これは法令に抵触する関係がありますので、教育委員会といたしましては、認めることができない事項でございました。内容は、就学時健診の実施の時期ですね、それと就学について、最終的には保護者の希望どおりにする、という二点でございました。

そういうことで、合意に達せず、この日の交渉は終わらされたわけでございます。その後、数回交渉の日程が設定されたのでございますが、組合の方からその都度、延期の申し入れがございまして、なかなか日程の調整がつかずに、また一方、就学時健診の事務的準備も